

令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和7年1月14日（火）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、矢村委員、熊坂委員、白石委員、水野委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、宮越委員、鈴木委員、高木委員、新井様（森下委員代理）
欠席者	倉澤委員
開催形態	公開（傍聴者0名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（4団体）</p> <p>（3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（7団体）</p> <p>（4）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体）</p> <p>（5）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体）</p> <p>（6）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体）</p> <p>6 報告事項</p> <p>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について</p> <p>（2）事故報告について（1団体）</p> <p>（3）行政処分等に係る通知の報告（1団体）</p> <p>（4）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</p> <p>（5）横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について</p> <p>（6）地域支え合いドライバー支援講習について（都市整備局）</p> <p>（7）地域公共交通計画（素案）の意見募集について（都市整備局）</p> <p>（8）令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録</p>
決定事項	<p>決定事項</p> <p>・協議事項(1)から(6)までについて協議が調った</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 協議事項</p> <p>（1）横浜市有償移動サービス運営指針改定について</p> <p>（西尾会長）国の通知に伴って、横浜市福祉有償移動サービス運営指針を2か所改定するということだが、この点について質問や意見等はあるか。</p> <p>（白石委員）料金表を見やすいところに表示するという事だが、点字でも表示するのか。</p> <p>（事務局）点字で表示することは義務付けていないが、要望があった際には、口頭で料金内容を読み上げる等の対応で利用者に説明する。</p> <p>（白石委員）表示する場所は、どの辺りか。</p> <p>（事務局）一律での場所の指定はしていないが、クリアファイル等に必要事項が記載されたものを入れたり、パウチをし、ヘッドレストに引っかけて表示をしたり、前の座席の背面に張り付ける形を想定している。</p>

(西尾会長) 他に意見等がなければ、協議が調ったということでよろしいか。
(委員) 異議なし。

(2) 道路運送法第 79 条新規登録申請に係る協議 (4 団体)

(白石委員) 料金の中で、介護保険で線引きされているのは、国の基準なのか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) その他、いかがか。意見等がなければ、新規登録申請に係る 4 団体の協議については、協議が調ったということでよろしいか。

(委員) 異議なし。

【資料 3-3】 特定非営利活動法人お助けらっこ

運営協議会で協議を調べましたが、「その他」の項目に時間や曜日による加算項目があり、介護保険等適用の場合は加算することができないことが判明しました。

団体に確認し、介護保険適用と併せて、割増料金について料金の変更団体と同様、「運送の対価」に反映しないよう、具体的に加算される項目(介助料、付添料)への記載に変更しました。

再協議を行った上、協議を調べました。

(再協議の際の確認)

【介助料】

介助料については、ドライバーが行う乗降介助になります。

ヘルパー等の有資格者が運転を行う予定です。

日曜祝日夜間については、利用者からやむを得ず依頼があった場合、ヘルパー等の有資格のあるドライバーに活動を依頼するため、夜間及び日曜祝日料金が発生するとのことです。

【付添・添乗料】

付添・添乗料については、ドライバーの他にもう 1 人ヘルパー等の有資格の人を配置する費用であることを確認しました。

算定根拠としては、時間制で行うと渋滞時に利用者の負担が増えてしまうことから距離制を採用されました。

ドライバー以外のヘルパーが付添・添乗するため、介助料と同じく、利用者からの依頼で、やむを得ず対応する場合は、日曜祝日の夜間は 2,200 円が発生することを確認しました。

算出の根拠としては、訪問介護事業の身体介護で実施した場合の料金の 4 割の料金であることも確認いたしました。

(3) 道路運送法第 79 条登録団体の運賃変更に係る協議 (7 団体)

(門谷委員) 資料 5-1 一般社団法人あおばの虹の料金設定が、1 回あたり 500

円ということだが、1回あたりの輸送距離はどのくらいか。1回が1km内であるとタクシー運賃と同額になる。

(事務局) この団体については、施設利用者と自宅の送迎を想定し実施している。最も短距離で利用している方については、3km程度の利用と聞いている。タクシーを利用した場合は、片道で1,100円程度かかるため、1回500円は「タクシー運賃の8割」の範囲だと考える。

(西尾会長) 平均距離ではなく、最短の利用が3kmということで、タクシー運賃の8割の範囲であるということだ。

(藤井委員) 資料5-4 特定非営利活動法人守の会、資料5-5 特定非営利活動法人すずらんについて、「その他」の項目に記載されている早朝・夜間割増料は運送の対価も割増の対象なのか。

(事務局) 運送の対価への設定ではなく、該当する時間に利用された場合に割増になるということだ。

(藤井委員) 該当する時間に利用した場合、運送の対価も割増になるのか。

(事務局) 介助料等の人件費も発生するため、総額に対する割増になる。

(藤井委員) ということは、運送の対価に関しても割増になるのか。

(事務局) その通り。

(藤井委員) タクシーの場合早朝・夜間の割増はあるが、日曜や年末年始割増の設定はない。割増した金額が8割以上になっていないと思うが、割増した料金がタクシー運賃の8割を超えていないか確認が必要である。資料5-4については、割増料金が全体料金に対して1回400円加算という形になるため、運送の対価にいくら加算されるかという部分を含めて確認してほしい。

(事務局) 確認し、タクシー運賃の8割であれば協議を調べてもよろしいか。

(西尾会長) よろしいか。

(熊坂委員) 申請される事業者は、それぞれ状況が違うと思う。ある利用者の親族から、何を基準に判断すれば良いのか。料金を変更することで、これだけ事業が改善される、働く方の賃金のベースアップもこれだけできるというところまで本来は見るべきではないのか。世間一般ではこれぐらいだからこれで良いではないと思う。それぞれの事業所は、運営努力をしている。中には、真剣に運営努力をしていない団体もあるかもしれない。利用する方は、自分達がこれだけ負担することで事業継続されていると実感ができる。大きな基準に標準を合わせるのではなく、個々の事業の貢献を示しているから運賃を上げたいという風な努力をされているのだろうか。以前から同じように運賃を変更しているから今までとおりの考え方で良いという事業所と、事業所の努力を利用者に示し理解をしてもらったうえで、利用料金の値上げをするところがあると思う。どの地域でも、どんな障害があろうと、一律で受けられる補助があるという体制を敷いていかないと、毎回協議をする際に、何を基準に検討して良いか分からない。

(西尾会長) 料金変更の考え方、経営状況をどう判断していくかということも必要ではないかという意見であった。なかなか難しい問題である。事務局から意見等あるか。

(事務局) 料金変更の申請を受け付ける際、国の通知に基づいて金額や理由

等を確認している。「タクシー運賃の8割であること」と国からの通知にもあるため、料金の妥当性も確認している。もともと、国の通知「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱い」がベースになっている。人に係る経費についても、最低賃金の金額等も確認を行っている。福祉有償運送は、利益を求められる事業ではない。また一方では、利用者の負担を検討することの必要性もある。熊坂委員の発言にあったような客観的な材料はないため、ここで回答することは難しい。団体から料金変更を受け付ける際には、ヒアリングを十分に行うなど丁寧な対応を心掛けたい。また実施団体には、定期的に訪問している。団体の状況等を確認しながら、どのようなことができるか検討していきたい。

(熊坂委員) 何を基準にして、協議を調べればよいのか。その基準が分からない。自分達の子どもや周りの状況を見て、これくらいなら妥当なのかということではか賛成できない。どこまで厳格にやるかは別として、財政上の基準をどこに求めるのか、難しい問題だと思う。

(事務局) 難しい問題ではある。国の通知から考えられる確認は実施している。運送の対価だけではなく、他の福祉有償運送に係る対価についても国から通知が出ている。国の通知で確認できる範囲で行っているという回答になってしまう。頂いた意見を基に、受付時や訪問時にしっかりと団体に聞いていきたい。

(西尾会長) 基準としては、前回の運営協議会で配布された資料にもあったが、運送の対価がタクシー運賃の5割から8割までに引き上げられた。今回もそれを基準として、その範囲内であれば基本的には合意ということになるのか。経営状況までこの場で判断するというのはなかなか難しいため、基準は国からの通知になるのではないか。1つ前の質問に戻ると、土日祝日の割増料金の設定金額と比率が、どの項目の料金にかかるということを書類だけで判断することは難しい。事務局の方で確認をし、運送の対価が8割に収まっているかを確認してほしい。割増料金は、運送の対価にかかるのか、介助料等にかかるのか。

(事務局) 一度確認させてほしい。

(西尾会長) 資料5-4 特定非営利活動法人守の会と資料5-5 特定非営利活動法人すずらんに関しては、事務局が確認することが条件となる。その他、いかがか。

(白石委員) 介護保険や障害福祉サービス利用時と実費設定がよく分からない。訪問介護事業者が片手間にやっている感じなのか。介護保険を利用すれば、資料5-5の介助料を例とすると、1000円で済むということか。

(西尾会長) 資料5-5の介助料と添乗・付添料に記載されている「介護保険・障害福祉サービス利用時」と「実費」の取扱いについて質問があった。サービスを利用した場合は、法定の自己負担割合分となっているので、利用しているサービスの1割・2割・3割の支払いとなり、それ以外の利用時は実費の1回1,000円となる。

(事務局) その通り。保険等適用分と実費を2重で請求しないようするためにこのような記載をしている。

(西尾会長) 例えば、介護保険利用時というのは、居宅サービス（デイサービ

スとか訪問介護サービス)を利用した時か。

(事務局) 訪問介護サービスの通院等乗降介助を利用した際に発生す費用が、自己負担割合(1割・2割・3割)の金額ということになる。通院等乗降介助の制度を利用するか、あるいは利用せず実費で支払うかという区分けになる。

(白石委員) 介護保険を利用していれば無料ということか。

(事務局) 利用者の負担割合分に応じた金額になる。

(鈴木委員) 事務局から「通院等乗降介助」という言葉が出たが、介護保険の訪問介護保険サービスの中に通院等乗降介助というサービスがあり、単位数が決められている。往復194単位(片道97単位)を10割で計算すると約2,000円弱となる。法定の自己負担割合分で考えると1割負担の方は194円、2割の方は400円弱、3割の方は600円弱という考え方になる。添乗・付き添い料の部分で法定の自己負担割合分と記載している団体がいくつかあった。付き添いの部分について、介護保険が適用されるのか、実費という感覚がある。この点の団体の設定状況はどのようになっているのか。通院等条項介助を適用せず、階段の昇降介助となれば「身体介護」という項目で対応すれば300単位くらいになる。添乗・付き添いとなると保険適用になるのかという点が気になる。

(事務局) 障害福祉サービスでは、1人で移動することが困難と認められている方に対しては、2人対応等が認められている。それ以外で、対応が必要な場合は実費で依頼されるのではないか。

(西尾会長) サービス利用時というのは、介護保険や障害福祉サービスのなかで該当するサービスを利用している時に、その費用負担が発生する。それ以外のサービスに該当しない場合は、実費で1回いくらという設定になっている。運営団体も苦労されているのではないかと想像する。その他に意見等あるか。国から発出された旅客から収受する対価の基準が変更されて2回目の運営協議会ということもあり、今回7団体の料金変更の申請があった。

(白石委員) 福祉有償運送を実施している団体は、訪問介護事業を行っている団体は多いのか。何割ぐらいか。

(事務局) 確かな事業所数が分からないため、持ち帰って確認したい。

(西尾会長) 新規登録申請団体の中では、介護保険や障害福祉サービスを実施している団体、介護保険等サービスを実施していない団体とさまざまであった。介護保険事業を実施している団体は全体の何割ぐらいかは分からないが、印象としては6~7割の団体は介護保険や障害福祉サービスの実施をしていると感じる。それ以外に利用者のニーズに応じて、送迎や個別の依頼に応じて活用されていると感じる。介護保険等サービスを実施せず、福祉有償運送のみ実施している場合もある。

(事務局) 福祉有償運送のみ実施している団体もあれば、介護保険等の指定を受けている団体もあり、印象としては、介護保険や障害福祉サービスを併用して実施していることが多いと感じる。

(西尾会長) 法人名をみると特定非営利活動法人が多い印象があり、社会福祉法人の登録も多い。最近是一般社団法人からの申請も出てきていると感じる。できれば、次回までに全体の割合等を示してもらえるとありがたい。その他いかがか。今回、7団体からの料金変更

申請があった。質問があったとおり、資料5-4・資料5-5については割増料金の取扱いについて事務局に確認依頼し、割増料金を加算した場合に運送の対価が8割に収まっていることを確認することを条件とし、他の5団体についてこの協議会で協議が調ったことしたいが、いかがか。

- (委員) 異議なし。
(西尾会長) 事務局もよろしいか。
(事務局) 了解した。

【資料5-4】 特定非営利活動法人守の会

「運送の対価」に反映しないよう、具体的に加算される項目(介助料、付添料)への記載に変更しました。再協議を行った上、協議を調べました。

【資料5-5】 特定非営利活動法人すずらん

「運送の対価」に反映しないよう、具体的に加算される項目(介助料、付添料)への記載に変更しました。再協議を行った上、協議を調べました(再協議の際の確認(特定非営利活動法人すずらん))

【介助料】

ドライバーが行う乗降介助です。

福祉有償運送はドアツードアの個別輸送のため、利用者を玄関先等から車まで、または車から目的地の玄関先までの介助をします。

【付添料】

添乗が必要な利用者は自分で手配し同乗させるとのことでした。利用者の希望により、運送と連続してドライバーに付添を依頼する際にこの料金が発生します。

また「日曜・祝日」「年末年始」はサービス提供日ではないため、時間外料金は発生しないとのことです。

*時間外の送迎回数：月20回程度

少ない月で13回程度

*日曜・祝日の送迎回数：月2～5回

*年末年始の送迎：多くて20回

少なくとも10回

(年末年始の利用は透析患者)

横浜市を運送の区域として活動する団体(55団体)の内訳

福祉有償運送のみ実施している団体：14団体

介護保険および障害福祉サービスの事業所：41団体

(令和7年2月1日現在)

(4) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議(2団体)

(白石委員) 拡大の理由が資料の中で確認できるか。

(事務局) この2団体については、障害福祉サービスの事業所指定を取

っている。障害福祉サービスの中で、通学・通所のサービスや移動支援のサービスを実施している。資料6-1一般社団法人煌については、要介護・要支援認定者を今回運送したいという申し出があった。資料6-2NPO 法人ぷろむな一どについて、通所している知的障害のある利用者からの依頼があったということである。両者とも利用者を安心・安全に運送できる体制がとられているということを確認した。

(西尾会長) 資料の中では具体的な状況は示されていないが、受付の際に事務局で確認をしているということだ。

(白石委員) 了解した。

(西尾会長) その他いかがか。質問等なければ、この2団体については旅客の範囲の拡大の協議については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(5) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議(1団体)

(西尾会長) 1団体から複数乗車の依頼があった。この協議について、質問等いかがか。

(白石委員) 今回の場合は、この夫婦についてのみ認めるのか。

(事務局) 同一の出発地と着地であるという理由から協議の申請があった。今回対象になるのは、このご夫婦に対して複数乗車を行うと確認している。

(白石委員) 夫婦であるという確認はどのように行うのか。同一の出発地と着地であれば複数乗車は可能ということか。

(事務局) その通り。この団体については、今回更新対象団体でもあるため、更新申請書類に添付された旅客名簿からもご家族であることを確認した。

(白石委員) 同一世帯ということか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) 複数乗車については、資料7でいくつかの事例が挙げられている。福祉有償運送は個別輸送が原則であるが、例外として、透析患者の輸送や書会社の施設送迎など協議会で認められた場合は複数乗車が可能となっている。今回のライフサポート横浜の場合は、資料7にある例⑥「同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送」に該当すると思う。その他、意見等いかがか。よろしければ、複数乗車の必要性の協議については、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(6) 道路運送法第79条更新登録団体申請に係る協議(8団体)

(西尾会長) この半年くらいの期間に有効期限を迎える12団体のうち、8団体の更新登録申請について事務局から説明があった。更新登録申請について意見等あればお願いしたい。意見等がなければ、この8団体については協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

3 報告事項

(1) 道路運送法第 79 条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 質問等あるか。有効期限を迎えずに廃止をした団体はあるか。

(事務局) 廃止届を提出した団体は3団体ある。

(西尾会長) その他に意見等なければ、変更報告については以上となる。

(2) 事故報告について (1 団体)

(西尾会長) 意見等あるか。

(白石委員) 今回の事故のドライバーの年齢が81歳と報告されているが、全体的に高齢化が進んでいるのか。

(事務局) すべての団体のドライバーの年齢や平均年齢は確認していないが、書類を確認する限りでは高齢化が進んでいるように感じる。80歳を超えて運転をしている方も多い。しかしながら、活動から外してしまうと、利用者のニーズに対応できないという問題もある。この点については、大きな課題であると感じている。

(西尾会長) という現状がある。今回の件は、団体からの報告があったということか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) 団体としても再発防止策として、定例会でドライブレコーダーの画像を共有し、ドライバー同士お互いに注意喚起を行う取り組みもされているようだ。報告と同時に、団体として安全運転の取り組みが非常に重要だと思う。その他よろしいか。

(委員) 異議なし。

(3) 行政処分等に係る通告の報告 (1 団体)

(西尾会長) 違反があり、行政処分の通知を出したという報告であった。

(白石委員) 今回行政処分を出したということだが、何が一番問題か。

(事務局) 実施団体の運転者が道路交通法違反で免許停止処分になった。免許停止期間を短縮するために、道路交通法上の講習を受講したが、利用者から料金を収受し、安全の輸送するために道路運送法では、運転者が免許停止の状態になった場合は、適性診断を受講しなければならいと決められている。今回のケースは、その適性診断を受講せずに運送を再開し、利用者から料金を収受したという事実に対し、警告書を発出した。

(白石委員) ドライバーの適格性に欠けていたということか。

(事務局) 運転をするということに関しては、免許停止期間を短縮する講習を受講したことで問題はないが、福祉有償運送のドライバーとしては、適性診断を受講せずに運転を再開したという事が問題となる。

(白石委員) 法的な問題ということか。

(事務局) 法定樹に問題があるということで警告書を発出した。その後改めて、改善されたことを事務局として確認を行った。

(白石委員) 行政処分のない由生はどのようなことか。

(事務局) 説明が重複するが、道路運送法で規定する内容に違反する事実が認められたということで警告をし、横浜市に改善報告を提出することを求めた。後日、(独立行政法人自動車事故対策機構等が実施す

る) 講習の受講についても改めて確認を行った。

(西尾会長) 福祉有償運送を実施している団体に対し、警告書を発出したという報告であった。

(4) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 前回の運営協議会から本協議会までの間、15団体を訪問し確認を行ったという報告であった。質問等あるか。質問等がなければ報告は以上とする。引き続き、安全確保の確認をお願いしたい。

(5) 横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について

(西尾会長) 11月に実施団体向けに行った研修の報告であった。現状、担い手不足やドライバーの高齢化など不安に思うという回答があり、大きな課題であるということが分かる。また神奈川運輸支局にも協力をさせていただき、制度説明についても丁寧に説明をしていただいたということだ。

(6) 地域支え合いドライバー支援講習について (都市整備局)

(西尾会長) 地域支え合いドライバー講習を2か所で開催したという報告であった。担い手不足という課題がある中で認定講習が行われた。

(白石委員) 研修や講習をやることは良いことだが、利用者不在の研修や講習は意味がないと思う。

(事務局) 今後の参考にさせていただく。

(西尾会長) 意見として聞いていただきたい。その他いかがか。昨年の場合、参加者が登録不要の輸送や福祉有償運送に関わる参加者もいた。広めていくことが必要であるし、白石委員の発言のとおり、利用者の声を聴いていただくことも必要であると思う。

(7) 地域公共交通計画 (素案) の意見募集について (都市整備局)

(西尾会長) 地域公共交通計画というものが作られ、意見募集があるという報告であった。

(熊坂委員) この計画は、移動サービスを基準にした計画であることは承知しているが、歩行環境の改善のことも考えてほしい。ある県道では、歩道もなく、歩いているとダンプカーのような大型車からクラクションを鳴らされる時もある。車いすを押していても走行を譲ってもらえない。通学路は、そのような道路を通らないように決められているが、裏の通学路は真っ暗で街頭もないような道で、樹木も覆っており、これは誰が管理するのか。移動サービスに対する計画としては素晴らしいが、住民を基準とした環境整備はどの部署が取り上げるのか。

(都市整備局) ご意見のとおり、徒歩やマイカーで移動することが難しくなった方が、移動サービスに頼れるような計画をまず検討している。安全安

心という観点で、歩行の環境や道路環境が損なわれてしまうということがあってはならない。この計画の中にも安心安全な地域公共交通というテーマ記載し、課題認識を掲げて、計画を推進していきたいと思っている。

(熊坂委員) 横浜市と障害者団体の話し合いの中で、何年も車いすを押して安全に道路を利用できるようにしてほしいと伝えているが、いっこうに話が進まない。道路局に言っても「所管課でない」という回答しか出てこない。まずは、都筑区で模範を示してほしい。

(都市整備局) 引き続き、道路局とは情報を共有していく。

(白石委員) 話が重複するが、厚木街道は電動車いすでは移動が全くできない。歩道を走行すると行き止まりになり、にっちもさっちも行かない。バックすることさえできない。非常に怖い思いをする、厚木道路に関しては、20年前から言っているが、全く改善されない。県道の整備を何とか進めていただきたい。公共交通機関については、ユニバーサルデザインとかで、ベビーカーや高齢者が車いす用のエレベーターを使うことが多く、車いす利用者が危険な思いをしている。エレベーターに関しては、車いす専用にしてほしいくらいである。結構ひどい状況である。市営地下鉄の上永谷駅には、「順番を守ってください」と書いてある。順番を守ることによって、定員を超えてしまい、エレベーターが落ちそうになったことがある。この車いすが180kgあること皆さんは知らないので、軽く定員を超えて乗ってくる。高齢者の方が、地下鉄の敬老パスの読み取り機に注意を取られ、車いす利用者にぶつかってくることもある。読み取り機が設置される前は、そのようなことが全くなかった。車いす利用者がエレベーターに優先的に利用しようとする、順番を守るように注意されることもある。これも国が提唱しているユニバーサルデザインの影響だと考える。

(都市整備局) 計画に位置付けながら、道路については道路局とも話し合っていきたい。計画を作成する際に、地域公共交通活性化協議会を設置している。そこで国や関係機関と連携を取っている。本日いただいた意見を共有しながら進めていきたい。

(事務局) 福祉のまちづくりも(福祉保健課では)担当し、皆さまが安心・安全に暮らせるように考えている。白石委員からのご意見も認識しながら、福祉のまちづくりの立場からも考えていかなければならないと思っている。参考にさせていただきたい。

(西尾会長) 健康福祉局の中にも福祉のまちづくり担当がある。道路の問題、公共交通の問題、社会の変化の中で困難が生じている。とりわけ、移動に困難が生じる障害者や高齢者が利用する福祉有償運送の協議をこの場で行っている。より移動しやすい環境について提案を行っていきいたいと思う。パブリックコメントの締め切りまで期間があるの

で、ぜひ委員の皆さんも意見を出していただきたい。

(白石委員) パブリックコメントはネットからも送ることができないのか。

(都市整備局) インターネットや電子メールでもご意見を承っている。

(西尾会長) それでは、令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は以上とさせていただきます。

(終了)